

関税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出の変更届出書
(国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出の変更届出書兼用)
関税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の変更の届出書

令和 年 月 日

函館、東京、横浜、名古屋、大阪
神戸、門司、長崎、沖縄地区 税 関 長 殿

届 出 者
住 所
氏名又は名称
電 話 番 号
輸出入者符号
代表者氏名（法人の場合）

次の事項を変更することとしたので、
☐ 関税法施行規則第2条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）及び電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第5条第3項
☐ 旧関税法第7条の9第2項・第67条の8第2項・第94条第3項において準用する旧電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第7条第2項の規定により届け出ます。

1 所轄外税関長を経由して提出する理由（所轄外税関長を経由して提出する場合）			
2 変更しようとする事項に係る関税関係帳簿書類の種類名称等			
帳簿書類の種類名称	変更しようとする日 当初の承認を受けた年月日等	保 存 方 法	保 存 場 所
	年 月 日 (年 月 日)	☐ 電磁的記録 ☐ COM ☐ スキャナ	
	年 月 日 (年 月 日)	☐ 電磁的記録 ☐ COM ☐ スキャナ	
	年 月 日 (年 月 日)	☐ 電磁的記録 ☐ COM ☐ スキャナ	
3 変更しようとする事項及び変更の内容			
変 更 事 項	変 更 の 内 容		
	「特例の適用を受ける旨の届出書を提出した年月日： 年 月 日」		
4 その他参考となる事項			
所轄税務署長への届出（ ☐ 有・ ☐ 無（有の場合、届出書を提出した年月日： 年 月 日 所轄税務署長： ））			
システム変更の場合に旧法の規定により保存している電磁的記録を変更後のシステムに移行することの可否（ ☐ 可・ ☐ 否）			

《注意事項》関税法施行規則第2条第3項及び電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第5条第3項の規定により届け出る場合は、項目1及び2の記載は必要ありません。
(1 / 1)